

たまゆらも2年

5

支援付き住宅の制度化をめざして

これまで「四重苦」を抱える人に対し、家族的な支援(日常生活支援)が必要であり、サービスを提供するための制度が必要であることを述べてきた。この家族的な支援を専門家が制度により提供するものではなく、「互助」に位置付けると、新たな展望が拓けてくる。

ふるさとの会では80名の元路上生活者、ネットカフェで寝泊まりしていた人、生活保護受給者などが、心身の状態に合わせて生活支援、ヘルパー、清掃、調理など、さまざまな仕事に従事している。第2回で4人の元路上生活者の話を紹介したが、亡くなった一人の

「自立援助ホームふるさと」の職員が何人か参加していた。そのうち2人は生活保護を受けており、もともと居住と生活の支援を求めているとの会と出会った人たちである。また前号、前々号で紹介した「自立援助ホームふるさと下落館」には、生活保護を受けて「就労支援ホーム」で暮らすスタッフが5名働いている。仕事内容は食事の配膳・見守り、服薬支援、話し相手など、高齢者の生活全般の支援にかかわるものである。

互助による家族的支援 地域の絆つくる就労の場に

四重苦を抱える人の地域居住を支えることは、衣食

住など基礎的ニーズに関連するコミュニケーション・ビジネスが地域で生まれることでもある。

働く人の心身の状況に職場環境の方が合わせることを「ケア付き就労」と呼んでいるが、その中でも日常生活支援は専門資格が存在しない性質のニーズである。だからこそ特定の専門的技術を基軸とした支援・被支援の関係とは異なる広がりをもっている。勤務ではない時間も職場を「居場所」にする人もいれば、「ありがとう」といってくれた老人が入院すればお見舞いに通う人もいる。「仕事」と「私人」がリンクし、それぞれの仕方て新たな

な「互助」として機能している。働く人が身寄りのない高齢者を見守っているという側面と、老人たちが失業や路上生活など苦難を経験してきた人の休息を見守

ソフトを重視すること、共同住宅も簡易宿泊所も「支援付き」にすることができ

っているという側面の二つともが真実である。2011年1月の生活保護受給者数は199万8975人であり、200万人突破は確実な状況である。生活保護はあくまで生活保障の二つであって、一人ひとりの生の充足、その人らしく生きる自己尊厳や安心の感覚、コミュニティへの帰属感などを保障するものではない。

ふるさとの会の「就労支援ホーム(自主事業)」は、日雇い派遣などの不安定就業からあふれ、サウナやネットカフェなどの不安定住居を経て、入所に至った人たちが入居している。就労阻害要因のある人も多い。

たとえば母子世帯、外国人労働者、適応障害などの精神疾患や軽度の知的障害を抱えながら不安定就業に従事してきた人などである。安定した地域生活を送るには生活と就労の継続的なサポートが必要である。

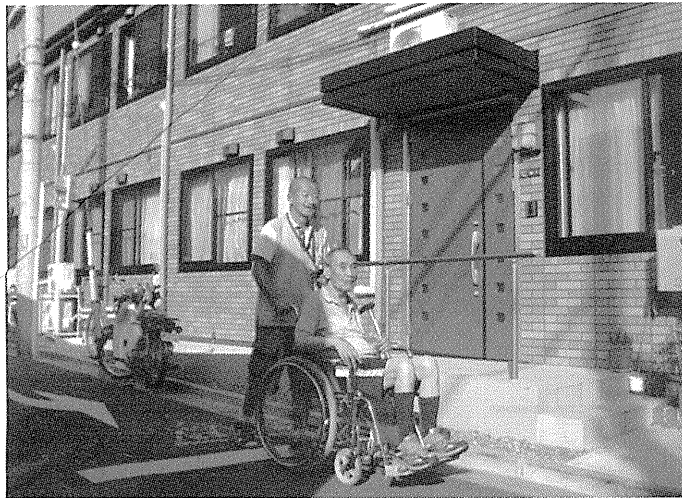
東京都墨田区は、繊維業がひしめく地域であったが、グローバルな価格競争のなかで産業が衰退していく。そこで顧客になっていた自営業(クリーニング屋や飲食業など)も商売が低調になる。その結果、雇用の減少、現役世代の流出が起こり、地域の高齢化率が7割にアップするよう

悪循環に陥る。空き家や空きビルも増えて、地域が空洞化する。疲弊した地域社会の再生なしに、人間の自立支援は難しくなる。

たとえば母子世帯の支援であれば、子供の保育を支援した上で技能修得を支援するなど、就労阻害要因を取り除くとともに、働きやすいよう地域における就業を産み出し、拡大していく必要がある。高齢化が進む地域における家族的機能の再構築は、地域雇用の場としても重要だ。

これまで述べてきたように、食事・排洩・睡眠・清潔・活動など日常生活への寄り添いの相互扶助的要素は、地域のつながりを回復させる。「新しい互助」は、「たまゆら」だけでなく「派遣村」問題の解決する仕掛けと確信している。

この連載を始める直前に東日本大震災が発生した。住み慣れた場所、親しい家族や近隣を一時にして失うこと途方もなさに言葉を失った。住再建、生活復興、地域就業の受け皿づくり、非・制度的なケアへの支援などは被災地の復興に必要な視点でもあることも



に、(震災以後)の日本社会でいかに重要性を帯びていると考える。5回に分けて述べてきたことが、「たまゆら」を繰り返さない、「四重苦」問題を解決するといふことだけでなく、(震災以後)の地域づくりに何らかの形で寄与できればと願っている。

(終わる)(滝脇憲・ふるさとの会理事)